

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

高野志津夫

埼玉県朝霞市根岸台二丁目十番二十四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十六年八月一日